

# 埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度実施要領

平成28年7月14日決裁

## 第1 目的

シニアの活躍の場を拡大する取組を推進する県内企業等を「シニア活躍推進宣言企業」（以下「宣言企業」という。）として県が認定し、企業におけるシニアの活躍の場を拡大するとともに、宣言企業の取組を広く紹介することにより、シニア活躍の社会的気運の醸成を図る。

## 第2 対象となる企業等

本制度の対象となる「企業等」は、県内に事業所（支店、営業所等の従たる事業所を含む。）を有する企業、法人、団体等で法人格を有するものとする。

## 第3 認定要件

知事は、以下の1から3の要件をすべて満たす企業等を宣言企業として認定する。

また、宣言企業のうち、正社員の定年を廃止、定年年齢を70歳以上又は継続雇用の上限年齢を70歳以上としている企業等については、「シニア活躍推進宣言企業プラス」として認定する。

### 1 認定基準

次の認定基準（1）から（7）の取組のうち、3つ以上について実施済み又は実施予定である企業等であること。なお、（1）から（7）に該当しない取組を実施済み又は実施予定である場合は、その取組がシニアの活躍の場の拡大につながるかを個別に判断する。

#### （1）シニアの定年や継続雇用の制度を見直す

- ア 正社員の定年・継続雇用の年齢を延長（66歳以上）、廃止する
- イ 継続雇用や賃金の基準を明確化する

#### （2）シニアの雇用、働く場所・機会を増やす

- ア シニア向けの仕事を新たに作る
- イ シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する
- ウ シニアの働きやすい事業分野へ進出する

#### （3）シニアが安心して働ける環境を整える

- ア シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する
- イ シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う
- ウ シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等を行う

#### （4）シニアの技術・経験を生かす

- ア 技術・知識を継承する仕組を構築する
- イ シニアの経験を生かす仕組を構築する

#### （5）シニアの能力を伸ばす

- ア シニア向けの研修を行う
- イ シニアの資格取得をサポートする
- ウ シニアの能力を評価する

#### （6）福利厚生を充実する

- ア シニアの健康管理に配慮する
- イ シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する
- ウ シニアの意欲を向上する取組を導入する
- エ シニアの新たな活動を促進する取組を行う
- オ 定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する

(7) シニアの活躍推進の取組を情報発信する

## 2 関係法令の遵守等

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実が過去 3 年以内でないこと。

## 3 次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- (2) 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (3) 自己、その属する法人もしくは法人以外の団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

## 第 4 認定の申込み等

- 1 認定を希望する企業等は、シニア活躍推進宣言企業認定申込書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、県及び県の委託を受けた者が派遣するシニア活躍推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が企業等を訪問し、当該企業等がシニア活躍推進宣言企業の認定を受ける意思を確認した場合、県及びアドバイザーが作成する企業等訪問記録票兼シニア活躍推進宣言企業認定申込書（様式第 2 号）をもって、申込みがあったものとする。
- 3 知事は、申込みのあった企業等について、書類審査若しくは実地調査等を行い、認定の可否を決定し、認定証（様式第 3 号、第 3 - 2 号）、シンボルマーク入りステッカー及びシンボルマーク電子データを交付する。

## 第 5 認定時期

申請受付期間は随時とし、毎月末日（第 6 の第 2 項による申込みにあつては翌月 10 日）までに県が申込書を受領し、書類審査及び実地調査等の結果認定された企業等について、原則として翌月末日までに、宣言企業として認定する。

## 第 6 追跡調査

宣言企業が宣言した取組のその後の実施状況について、県は、適宜、追跡調査を行う。

## 第7 公表

宣言企業における取組について、県のホームページ及び各種広報により、広く公表する。

## 第8 助言

宣言企業の自主性を尊重し、制度の適正かつ円滑な推進を図るため、県は必要に応じて助言を行う。

## 第9 変更の届出

次の申込事項に変更があった場合は、宣言企業は、シニア活躍推進宣言企業申込事項変更届（様式第4号）により知事に届け出るものとする。

- 1 企業等の名称
- 2 所在地

## 第10 認定の取消

県は、次の事由が判明した場合に認定を取り消すものとする。なお、認定を取り消された宣言企業は、遅滞なく県に認定証を返納しなければならない。また、シンボルマークの使用を中止しなければならない。

- 1 労働基準法や高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実があった場合
- 2 第4の3に規定する暴力団排除規定に該当する場合
- 3 県の他の事業において、暴力団排除規定により入札指名停止、認定取消、登録取消等の措置があった場合
- 4 企業等として活動実態がないと判断される場合
- 5 その他、県が適当ではないと判断した場合

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、この制度の運用につき必要な事項については、その都度、別途定める。

### 附 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 施行日の時点ですでに宣言企業の認定を受け、定年を廃止または定年年齢を70歳以上としている場合は、「シニア活躍推進宣言企業（生涯現役実践企業）」に認定する。  
ただし、認定の有効期限は当初の有効期限とする。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 施行日の時点ですでに宣言企業の認定を受け、希望者全員の継続雇用の上限年齢を75歳以上としている場合は、「シニア活躍推進宣言企業（生涯現役実践企業）」に認定する。

ただし、認定の有効期限は当初の有効期限とする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月19日から施行する。
- 2 認定の有効期限を撤廃し、期限を設けないものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 施行日の時点ですでに宣言企業の認定を受け、定年を廃止、定年年齢を70歳以上又は継続雇用の上限年齢を70歳以上としている場合は、「シニア活躍推進宣言企業プラス」に認定する。
- 3 生涯現役実践企業を廃止する。

シニア活躍推進宣言企業 認定申込書（新規・更新）

FAX送信先: 048-830-4854  
 メール送信先: a4510-20@pref.saitama.lg.jp  
 埼玉県産業労働部就業支援課

企業基本情報	※網掛け部分を記入してください。		
企業等名		代表者職・氏名	
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス		URL	
担当者職・氏名	職名		氏名
従業員数		正規雇用	非正規雇用
	総数		
	うち60歳以上		
事業内容			

シニア活躍推進宣言 取組事項				※網掛け部分を記入してください。			
1 シニアの定年や継続雇用の制度を見直す		実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) 定年・継続雇用の年齢を延長、定年を廃止する					(具体的な年齢を記入) ※該当の可否に関わらず、現行欄を必ず記入すること。		
・定年を延長する(66歳以上)					現行	歳 →	延長後
・継続雇用の年齢上限を延長する(66歳以上)		希望者全員			現行	歳 →	延長後
		基準該当者のみ			現行	歳 →	延長後
・定年を廃止する							
(2) 継続雇用や賃金の基準を明確化する					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・定年や任期満了後に継続雇用する基準を明確化する					
・シニアに係る賃金の基準を明確化する							
2 シニアの雇用、働く場所・機会を増やす		実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) シニア向けの仕事を新たに作る					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・特殊なスキルや熟練を要する業務を切り出し、シニアが従事する					
		・無資格、未経験等でも可能な業務を切り出し、シニアが従事する					
		・人材が不足しがちな早朝・夜間・土日等の勤務をシニア勤務枠とする					
(2) シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する					採用枠 人		
(3) シニアの働きやすい事業分野へ進出する					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・シニアが継続就労することが可能となる新たな事業を展開する					
3 シニアが安心して働ける環境を整える		実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・週3日勤務や1日5時間勤務など、シニアを対象とした短時間勤務制度を導入する (正規雇用のみ対象。短時間勤務が前提の非正規雇用(パート)は対象外。)					
(2) シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・シニアを対象とした負担の少ない勤務シフトを実施する					
		・本人の適性を踏まえ負担の少ない部署に配置転換する					
(3) シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等を行う					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・シニアの負担を軽減する機械設備を導入する					
		・シニアが働きやすくなるよう作業方法を見直す					
4 シニアの技術・経験を生かす		実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) 技能・知識を継承する仕組みを構築する					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・技能伝承計画を策定する					
		・シニアと若年者が組んで仕事を行う「ペア就労」や研修制度を導入する					
(2) シニアの経験を生かす仕組みを構築する					(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例		・豊富な経験を有するシニア向けの専門職を導入する					
		・特別な技能を有するシニアに支給する特別手当を導入する					

5 シニアの能力を伸ばす	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニア向けの研修を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニア向けに新技術に関する研修を実施する ・シニア向けにパソコン研修等を実施する
(2) シニアの資格取得をサポートする				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニアの資格取得のための費用の一部を企業が負担する ・シニアの資格取得休暇(講座参加、試験受験等)を導入する ・シニアの資格取得を勧奨する
(3) シニアの能力を評価する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニア向けの評価制度を構築する
6 福利厚生を充実する	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニアの健康管理に配慮する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニアに対し法定以外の健康診断の受診を奨励する ・血圧計の設置などシニアが日常的に手軽に健康チェックができるようにする
(2) シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニア向けの孫の出生時休暇を導入する ・シニア向けの孫の入学・卒業時休暇を導入する ・シニアの年休取得を勧奨する
(3) シニアの意欲を向上する取組を導入する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニアの永年勤続を表彰する ・シニア向けの永年勤続休暇を導入する
(4) シニアの新たな活動を促進する取組を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・シニア向けのボランティア休暇を導入する ・シニア向けのボランティア参加助成金を導入する
(5) 定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する				
7 シニアの活躍推進の取組を情報発信する	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニアの活躍推進の取組を情報発信する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例				・自社のHP、会社案内などに宣言企業であることを掲載する ・名刺等にシニア活躍推進宣言シンボルマークを印刷する
8 その他の取組	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) (具体的内容)				
(2) (具体的内容)				

注 実施済み及び実施予定である項目について、「1」を記入してください。

#### <シニア活躍推進宣言企業の要件等>

- ※ 「1」から「7」の大項目のうち3項目以上を満たすことが必要です。  
なお、各大項目中の小項目1つが実施済み又は実施予定であれば、大項目を満たすものとします。
- ※ 「1」から「7」の各項目に該当しない取組がある場合は、「8 その他の取組」に記入してください。
- ※ 「8」に記入のある場合で、「1」から「7」のうち3項目を満たさない場合は、別途、県で検討します。
- ※ 埼玉県のHPIに、各宣言企業の取組(小項目まで)を掲載します。(具体的な取組までは記載しません。)

企業等訪問記録票 兼 シニア活躍推進宣言企業認定申込書（新規・更新）

訪問日			アドバイザー氏名			シニア活躍推進宣言企業認定申込の有無 (「○」「×」のいずれかを記入する)	
企業等名							
住所	〒			住所			
電話番号				FAX番号			
メールアドレス				URL			
代表者(職・氏名)	職名				氏名		
応対者(職・氏名)	職名				氏名		
従業員数		正規雇用	非正規雇用	計			
	総数				0		
	60～64歳				0		
	65～69歳				0		
	70歳以上				0		
	60歳以上合計	0	0		0		
業種区分・事業内容	業種			事業内容			

シニアの活躍の場を拡大するための取組の状況【シニア活躍推進宣言 取組事項】						
1 シニアの定年や継続雇用の制度を見直す	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) 定年・継続雇用の年齢を延長、定年を廃止する				就業規則の作成	施行日 令和 年 月 日	
				就業規則 労基署への提出	提出日 令和 年 月 日	
				(具体的な年齢を記入) ※該当の可否に関わらず、現行欄を必ず記入すること。		
・定年を延長する(66歳以上)				現行	歳 → 延長後	歳
・継続雇用の年齢上限を延長する(66歳以上)	希望者全員			現行	歳 → 延長後	歳
	基準該当者のみ			現行	歳 → 延長後	歳
・定年を廃止する				①就業規則に「定年廃止」が明記されている		
				②就業規則に「定年廃止」について記載がない		
				ア 定年がないことについて社内で合意されている		
				イ 定年について決めていない		
(2) 継続雇用や賃金の基準を明確化する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・定年や任期満了後に継続雇用する基準を明確化する					
	・シニアに係る賃金の基準を明確化する					
2 シニアの雇用、働く場所・機会を増やす	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) シニア向けの仕事を新たに作る				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・特殊なスキルや熟練を要する業務を切り出し、シニアが従事する					
	・無資格、未経験等でも可能な業務を切り出し、シニアが従事する					
	・人材が不足しがちな早朝・夜間・土日等の勤務をシニア勤務枠とする					
(2) シニア限定の求人募集により新たにシニアを雇用する				採用枠 人		
(3) シニアの働きやすい事業分野へ進出する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・シニアが継続就労することが可能となる新たな事業を展開する					
3 シニアが安心して働ける環境を整える	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) シニアの特性に配慮した勤務形態を導入する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・週3日勤務や1日5時間勤務など、シニアを対象とした短時間勤務制度を導入する (正規雇用のみ対象。短時間勤務が前提の非正規雇用(パート)は対象外。)					
(2) シニアの特性に配慮したシフトの導入、部署配置を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・シニアを対象とした負担の少ない勤務シフトを実施する					
	・本人の適性を踏まえ負担の少ない部署に配置転換する					
(3) シニアの負担を軽減する機械設備の導入・改善、作業方法、作業環境の改善等を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・シニアの負担を軽減する機械設備を導入する					
	・シニアが働きやすくなるよう作業方法を見直す					
4 シニアの技術・経験を生かす	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容		
(1) 技能・知識を継承する仕組みを構築する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・技能伝承計画を策定する					
	・シニアと若年者が組んで仕事を行う「ペア就労」や研修制度を導入する					
(2) シニアの経験を生かす仕組みを構築する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)		
例	・豊富な経験を有するシニア向けの専門職を導入する					
	・特別な技能を有するシニアに支給する特別手当を導入する					

5 シニアの能力を伸ばす	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニア向けの研修を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニア向けに新技術に関する研修を実施する ・シニア向けにパソコン研修等を実施する			
(2) シニアの資格取得をサポートする				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニアの資格取得のための費用の一部を企業が負担する ・シニアの資格取得休暇(講座参加、試験受験等)を導入する ・シニアの資格取得を勧奨する			
(3) シニアの能力を評価する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニア向けの評価制度を構築する			
6 福利厚生を充実する	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニアの健康管理に配慮する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニアに対し法定以外の健康診断の受診を奨励する ・血圧計の設置などシニアが日常的に手軽に健康チェックができるようにする			
(2) シニアのライフステージに合わせた休暇制度の導入や年休取得を勧奨する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニア向けの孫の出生時休暇を導入する ・シニア向けの孫の入学・卒業時休暇を導入する ・シニアの年休取得を勧奨する			
(3) シニアの意欲を向上する取組を導入する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニアの永年勤続を表彰する ・シニア向けの永年勤続休暇を導入する			
(4) シニアの新たな活動を促進する取組を行う				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・シニア向けのボランティア休暇を導入する ・シニア向けのボランティア参加助成金を導入する			
(5) 定年間近の社員向けライフプランセミナーを実施する				
7 シニアの活躍推進の取組を情報発信する	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) シニアの活躍推進の取組を情報発信する				(左の例を参考に具体的な取組を記入)
例	・自社のHP、会社案内などに宣言企業であることを掲載する ・名刺等にシニア活躍推進宣言シンボルマークを印刷する			
8 その他の取組	実施済み	実施予定	実施予定時期	具体的取組内容
(1) (具体的内容)				
(2) (具体的内容)				

注 実施済み及び実施予定である項目について、「1」を記入してください。

<シニア活躍推進宣言企業の要件等>

- ※ 「1」から「7」の大項目のうち3項目以上を満たすこと。  
 なお、各大項目中の小項目1つが実施済み又は実施予定であれば、大項目を満たすものとする。
- ※ 「1」から「7」の各項目に該当しない取組がある場合は、「8 その他の取組」に記入すること。
- ※ 「8」に記入のある場合で、「1」から「7」のうち3項目を満たさない場合は、別途、事務局(県)で検討する。
- ※ 埼玉県HPに、各宣言企業の取組(小項目まで)を掲載する。(具体的な取組までは記載しない。)

[働きやすい就業環境の整備に向けての行政への要望等]

第《認定番号》号

# 埼玉県シニア活躍推進宣言企業

## 認定証

《企業等名》 様

《住所》

埼玉県シニア活躍推進宣言企業として認定  
します

年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

第《認定番号》号

埼玉県シニア活躍推進宣言企業プラス  
認定証

《企業等名》 様  
《住所》

埼玉県シニア活躍推進宣言企業プラスとして  
認定します

年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

様式第4号

埼玉県シニア活躍推進宣言企業申込事項変更届

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

(企業等名)

(代表者名)

先に申込んだ内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更日 年 月 日

2 変更内容  
(変更前)

(変更後)